

令和4年4月

各保護者 様

津市立一身田中学校長

令和4年度 給食費の徴収・返金について

平素は、学校給食の運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年度の給食費の徴収・返金について、下記のとおり取り扱いますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

記

- 1 給食費の月額 4,800円（年間11か月分を徴収します）
- 2 新1年生の給食開始日、卒業生の給食終了日が他学年と異なる場合は、
1食単価（285円）×欠食回数で返金（減額徴収）します。
- 3 台風等の気象状況等に伴う臨時休業や、集団かぜ等による学級・学年・学校閉鎖の場合は、返金しません。
- 4 個人が欠食する場合に、10日前（休業日を除く）までに学校に連絡があり、かつ連続して5日以上欠席する場合は、1食単価×欠食回数で返金します。
- 5 本人または家族等が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となったこと又は本人が陽性となったこと等により出席停止になった場合は、連絡があった日から起算し、6日目（休業日を除く）以降の欠食分を返金します。
- 6 食物アレルギー疾患等により、飲用牛乳・パン・米飯を常時欠食する場合は、相当金額を返金（減額徴収）します。
- 7 転出の場合は、1食単価×当月の喫食回数で算出した額（月額を上限とする）を徴収します。月額を徴収済みの場合は差額を返金します。
- 8 保護者等の試食会の場合は、1食単価で徴収します。